

## 第4章 譲受・消費の許可

II 各論 第4章 譲受・消費の許可

第1 火薬類（第2から第5に定めるものを除く。）の譲受及び消費の許可

第1 火薬類（第2から第5に定めるものを除く。）の譲受及び消費の許可

**【譲受のみの許可】※消費の許可を要しない場合**

1 申請書の提出について

(1) 提出書類

省令様式第10「火薬類譲受許可申請書」

ア 譲受する火薬類の消費地（消費地が2以上あるときは、その主たる消費地）がさいたま市内であること。

イ 消費場所が定まっていない等の場合は、申請者の住所地（法人の場合には、その主たる事務所の所在地）がさいたま市内であること。

(2) 申請時期

火薬類を譲受しようとするときは、あらかじめ申請すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

ア 譲受場所の案内図

イ 火薬類の消費目的を明確にする書面（消費を伴う場合に限る。）

ウ 火薬類の譲受目的を明確にする書面（消費を伴わない場合に限る。）

エ 申請火薬類の数量の算出根拠となる書面

2 申請手数料について

(1) 申請火薬・爆薬量の合計が25kg以下の場合 3,500円

(2) 申請火薬・爆薬量の合計が25kgを超える場合 6,900円

II 各論 第4章 譲受・消費の許可

第1 火薬類（第2から第5に定めるものを除く。）の譲受及び消費の許可

3 許可の基準について

- (1) 譲受目的、消費目的が明らかであり、公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないこと。
- (2) 譲受期間が1年以内で、かつ譲受に必要であると認められる期間であること。
- (3) 消費を伴う場合にあつては、火薬類の消費が省令第50条に定める技術上の基準に適合するものであること。
- (4) 譲受する火薬類の貯蔵又は保管場所が、自己で所有又は占有する、火薬庫又は庫外貯蔵場所である場合にあつては、その所在地であること。それ以外の場合にあつては、火薬類販売業者の管理する火薬庫であること。
- (5) 火薬庫又は庫外貯蔵場所を有しない者にあつては、消費量ずつ譲受すること。

4 許可証について

- (1) 審査の結果、基準に適合する場合は、省令様式第11「火薬類譲受許可証」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。
- (2) 法第48条の規定により、許可申請内容に応じて許可の条件を付すものとする。  
例) 火薬庫を所有・占有しない場合にあつては、「消費量ずつ譲受すること」の条件を付す。  
例) 庫外貯蔵場所に保管する場合にあつては、「保管量に応じて譲受すること」の条件を付す。
- (3) 譲受許可証の交付を受け、譲受行為が完了した場合は、保安係へ譲受許可証を返納すること。
- (4) 譲受許可証の記載事項（住所、氏名又は名称及び職業に限る。）に変更が生じた場合は、省令様式第12「火薬類譲渡（譲受）許可証書換申請書」に譲受許可証を添付し、保安係へ提出し、譲受許可証の書換えを受けること。なお、譲受許可証の記載事項のうち、許可を受けた者、火薬類の種類及び数量、目的、期間に変更が生じる場合は、改めて譲受許可申請が必要となる。
- (5) 譲受許可証を喪失し汚損し、又は盗取された場合は、省令様式第13「火薬類譲渡（譲受）許可証再交付申請書」を保安係へ提出し、譲受許可証の再交付を受けること。なお、申請の理由が汚損の場合は、申請書に汚損した譲受許可証を添付すること。また、申請の理由が、喪失又は盗取の場合で、再交付を受けた後、旧許可証を発見したときは、速やかに保安係へ提出すること。

II 各論 第4章 譲受・消費の許可

第1 火薬類(第2から第5に定めるものを除く。)の譲受及び消費の許可

---

5 その他

- (1) 法第22条の規定により、1年以上継続して事業を行う者が、前年より継続して譲受許可申請をする場合は、前回の譲受許可で譲り受けた火薬類の残量を、省令様式第10「火薬類譲渡許可申請書」により販売業者に返品すること。ただし、消費の都度、必要量の火薬類のみを譲受している場合はこの限りでない。
  
- (2) 法第50条の2の規定により、猟銃用火薬類等(銃刀法剣類所持等取締法に規定するけん銃又は猟銃に使用される実包及び無煙火薬、また、けん銃等、猟銃又は古式銃砲に使用される空包、銃用雷管及び黒色用猟用火薬をいう。)の譲渡、譲受、輸入及び消費の許可の申請については、埼玉県公安委員会が申請等の窓口となる。

II 各論 第4章 譲受・消費の許可

第1 火薬類(第2から第5に定めるものを除く。)の譲受及び消費の許可

**【譲受消費の許可】※消費の許可とあわせて譲受の許可を受ける場合**

1 申請書の提出について

(1) 提出書類

省令様式第50「火薬類譲受消費許可申請書」

譲受し消費する火薬類の数量が、省令第49条に規定する無許可消費数量にあたる場合は、消費の許可は不要のため、【譲受のみの許可】を参照すること。

 無許可消費数量(99ページ)

(2) 申請時期

火薬類を譲受消費しようとするときは、あらかじめ申請すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

ア 譲受場所・消費場所の案内図

イ 危険予防の方法

危険予防の方法には、次の事項について記載すること。

1. 事故・災害防止のためにとる措置

発破の合図、周辺住民への周知方法、飛石防止措置、通行止め等の方法等

2. 発破警告看板図の概要

発破の際の付近の者への警告措置が確認できること

ウ 消費計画書

消費計画書には、次の事項について記載すること。

1. 消費の方法

2. 申請火薬類の数量の算出根拠

3. 火薬類取扱者名簿・保安手帳の写し

火薬類を取り扱う可能性のある者全員の氏名を記載すること。

4. 消費場所付近の略図

消費場所の周囲半径300mの様子(民家・道路・学校等の保安物件との位置関係、保安距離)がわかること。

5. 火薬類取扱所・火工所の構造図

エ 火薬類の消費を証する書面

次のいずれかの書面を添付すること。

・工事請負契約書等の写し

・工事発注者が公の機関又は公の団体の場合、工事発注者の火薬類消費証明書

II 各論 第4章 譲受・消費の許可

第1 火薬類(第2から第5に定めるものを除く。)の譲受及び消費の許可

- ・採石法による採掘計画の認可書の写し(認可されている地番の一覧も添付すること)
- ・その他消費目的を明確にできる書面等

オ 関係者の同意書(消費場所の半径100m以内に保安物件がある場合に限る。)

発破時の立入禁止措置又は立ち退きの同意が確認できること。

2 申請手数料について

- (1) 申請火薬・爆薬量の合計が25kg以下の場合 3,500円
- (2) 申請火薬・爆薬量の合計が25kgを超える場合 6,900円

 I 総則/6 申請に必要な手数料(5ページ)

3 許可の基準について

「【譲受のみの許可】3 許可の基準について」を準用する。

4 許可証について

- (1) 審査の結果、基準に適合する場合は、省令様式第11「火薬類譲受許可証」及び細則様式第6号「火薬類消費許可証」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。
- (2) 法第48条の規定により、許可申請内容に応じて許可の条件を付すものとする。
  - 例) 火薬庫を所有・占有しない場合にあつては、「消費量ずつ譲受すること」の条件を付す。
  - 例) 庫外貯蔵場所に保管する場合にあつては、「保管量に応じて譲受すること」の条件を付す。
- (3) 譲受許可証及び消費許可証の交付を受け、譲受消費行為が完了した場合は、保安係へ譲受許可証及び消費許可証を返納すること。
- (4) 譲受許可証の記載事項(住所、氏名又は名称及び職業に限る。)に変更が生じた場合は、省令様式第12「火薬類譲渡(譲受)許可証書換申請書」に譲受許可証を添付し、保安係へ提出し、譲受許可証の書換えを受けること。なお、譲受許可証の記載事項のうち、許可を受けた者、火薬類の種類及び数量、目的、期間に変更が生じる場合は、改めて譲受許可申請が必要となる。
- (5) 譲受許可証を喪失し汚損し、又は盗取された場合は、省令様式第13「火薬類譲渡(譲受)許可証再交付申請書」を保安係へ提出し、譲受許可証の再交付を受けること。なお、申請の理由が汚損の

Ⅱ 各論 第4章 譲受・消費の許可

第1 火薬類(第2から第5に定めるものを除く。)の譲受及び消費の許可

---

場合は、申請書に汚損した譲受許可証を添付すること。また、申請の理由が、喪失又は盗取の場合で、再交付を受けた後、旧許可証を発見したときは、速やかに保安係へ提出すること。

5 その他

(1) 火薬類の消費の許可について、申請書の記載事項(火薬類の種類及び数量、目的、場所、日時並びに危険予防の方法を除く。)又は消費計画書に変更が生じた場合は、細則様式第32号「火薬類消費許可申請書記載事項変更届」を保安係へ提出すること。

(2) (1)の他「【譲受のみの許可】5 その他」を準用する。

## 第2 建設用びょう打ち銃用空包の譲受及び消費の許可

※ と蓄用銃用空包についても、本項にて扱うものとする。ただし、省令第49条第8号に規定する無許可消費数量については建設用びょう打ち銃用空包における数量を定めるものであることから、と蓄用銃用空包については無許可消費数量の基準は適用しない。

### 【譲受のみの許可】※消費の許可を要しない場合

#### 1 申請書の提出について

##### (1) 提出書類

###### 省令様式第10「火薬類譲受許可申請書」

ア 譲受する火薬類の消費地（消費地が2以上あるときは、その主たる消費地）がさいたま市内であること。

イ 消費場所が定まっていない等の場合は、申請者の住所地（法人の場合には、その主たる事務所の所在地）がさいたま市内であること。

##### (2) 申請時期

火薬類を譲受しようとするときは、あらかじめ申請すること。

##### (3) 次の書類等を添付すること。

###### ア 譲受場所の案内図

###### イ 取扱計画書（消費を伴う場合に限る。）

取扱計画書には、次の事項について記載すること。

1. 消費予定数量
2. 貯蔵場所
3. 消費場所
4. 従事者名簿

###### ウ 火薬類の譲受目的を明確にする書面（消費を伴わない場合に限る。）

###### エ 銃砲所持許可証の写し（消費を伴う場合に限る。）

銃砲刀剣類所持等取締法第7条に規定する許可証（1面から3面）の写しを添付し、従事者名簿の住所氏名との整合性が確認できること。

###### オ 火薬庫設置許可証又は庫外貯蔵場所指示証の写し（火薬庫又は庫外貯蔵場所を有する場合に限る。）

2 申請手数料について

2,400 円

 I 総則 / 6 申請に必要な手数料 (5 ページ)

3 許可の基準について

- (1) 譲受目的、消費目的が明らかであり、公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないこと。
- (2) 譲受期間が1年以内で、かつ譲受に必要であると認められる期間であること。
- (3) 消費を伴う場合にあつては、建設用びょう打ち銃用空包の消費が省令に定める技術上の基準に適合するものであること。

 表1 建設用びょう打ち銃用空包の消費の基準 (71 ページ)

- (4) 火薬庫又は庫外貯蔵場所を有しない者にあつては、1回の譲受数量は2,000個以下（その原料をなす火薬又は爆薬0.4g以下のものにあつては4,000個以下）であること。
- 4 許可証について

- (1) 審査の結果、基準に適合する場合は、省令様式第11「火薬類譲受許可証」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。
- (2) 法第48条の規定により、許可申請内容に応じて許可の条件を付すものとする。  
例) 火薬庫を所有・占有しない場合にあつては、「消費量ずつ譲受すること」の条件を付す。  
例) 庫外貯蔵場所に保管する場合にあつては、「保管量に応じて譲受すること」の条件を付す。
- (3) 譲受許可証の交付を受け、譲受行為が完了した場合は、政令第2条の規定に基づき、保安係へ譲受許可証を返納すること。
- (4) 譲受許可証の記載事項（住所、氏名又は名称及び職業に限る。）に変更が生じた場合は、省令様式第12「火薬類譲渡（譲受）許可証書換申請書」に譲受許可証を添付し、保安係へ提出し、譲受許可証の書換えを受けること。なお、譲受許可証の記載事項のうち、許可を受けた者、火薬類の種類及び数量、目的、期間に変更が生じる場合は、改めて譲受許可申請が必要となる。
- (5) 譲受許可証を喪失し汚損し、又は盗取された場合は、省令様式第13「火薬類譲渡（譲受）許可証再交付申請書」を保安係へ提出し、譲受許可証の再交付を受けること。この場合、申請の理由が汚

損の場合は、申請書に汚損した譲受許可証を添付すること。また、申請の理由が、喪失又は盗取の場合で、再交付を受けた後、旧許可証を発見したときは、速やかに保安係へ提出すること。

5 その他

- (1) 法第22条の規定により、1年以上継続して事業を行う者が、前年より継続して譲受許可申請をする場合は、前回の譲受許可で譲り受けた火薬類の残量を、省令様式第10「火薬類譲渡許可申請書」により販売業者に返品すること。ただし、消費の都度、必要量の火薬類のみを譲受している場合はこの限りでない。
  
- (2) 建設用びょう打ち銃用空包を猟犬訓練等その他通常の使用と異なる用に供する場合は、1日あたりの消費量が200個以下であっても無許可消費の対象とはならないことから、譲受許可申請に加え、消費許可申請が必要であることに留意すること。

**【譲受消費の許可】※消費の許可とあわせて譲受の許可を受ける場合**

1 申請書の提出について

(1) 提出書類

省令様式第50「火薬類譲受消費許可申請書」

譲受し消費する火薬類の数量が、省令第49条に規定する無許可消費数量にあたる場合は、消費の許可は不要のため、**【譲受のみの許可】**を参照すること。

 無許可消費数量 (99ページ)

(2) 申請時期

火薬類を譲受消費しようとするときは、あらかじめ申請すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

ア 譲受場所・消費場所の案内図

イ 危険予防の方法

危険予防の方法には、次の事項について記載すること。

1. 消費にあたっての注意事項
2. 異常空包及び残空包の処分
3. 通行人等への配慮
4. 関係者以外の立入禁止措置
5. 保管方法・盗難防止措置
6. 空包の取扱い方法

ウ 消費計画書

消費計画書には、次の事項について記載すること。

1. 消費予定数量
2. 貯蔵場所
3. 消費場所
4. 従事者名簿

エ 銃砲所持許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法第7条に規定する許可証（1面から3面）の写しを添付し、従事者名簿の住所氏名との整合性が確認できること。

オ 火薬庫設置許可証又は庫外貯蔵場所指示証の写し（火薬庫又は庫外貯蔵場所を有する場合に限る。）

2 申請手数料について

2,400 円

👉 I 総則／6 申請に必要な手数料 (5 ページ)

3 許可の基準について

「【譲受のみの許可】3 許可の基準について」を準用する。

4 許可証について

- (1) 審査の結果、基準に適合する場合は、省令様式第 11「火薬類譲受許可証」及び細則様式第 6 号「火薬類消費許可証」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。
- (2) 法第 48 条の規定により、許可申請内容に応じて許可の条件を付すものとする。
  - 例) 火薬庫を所有・占有しない場合にあつては、「消費量ずつ譲受すること」の条件を付す。
  - 例) 庫外貯蔵場所に保管する場合にあつては、「保管量に応じて譲受すること」の条件を付す。
- (3) 譲受許可証及び消費許可証の交付を受け、譲受消費行為が完了した場合は、保安係へ譲受許可証及び消費許可証を返納すること。
- (4) 譲受許可証の記載事項（住所、氏名又は名称及び職業に限る。）に変更が生じた場合は、省令様式第 12「火薬類譲渡（譲受）許可証書換申請書」に譲受許可証を添付し、保安係へ提出し、譲受許可証の書換えを受けること。なお、譲受許可証の記載事項のうち、許可を受けた者、火薬類の種類及び数量、目的、期間に変更が生じる場合は、改めて譲受許可申請が必要となる。
- (5) 譲受許可証を喪失し汚損し、又は盗取された場合は、省令様式第 13「火薬類譲渡（譲受）許可証再交付申請書」を保安係へ提出し、譲受許可証の再交付を受けること。なお、申請の理由が汚損の場合は、申請書に汚損した譲受許可証を添付すること。また、申請の理由が、喪失又は盗取の場合で、再交付を受けた後、旧許可証を発見したときは、速やかに保安係へ提出すること。

5 その他

(1) 火薬類の消費の許可について、申請書の記載事項（火薬類の種類及び数量、目的、場所、日時並びに危険予防の方法を除く。）又は消費計画書に変更が生じた場合は、細則様式第32号「火薬類消費許可申請書記載事項変更届」を、保安係へ提出すること。

(2) (1)の他「【譲受のみの許可】5 その他」を準用する。

表1 建設用びょう打ち銃用空包の消費の基準（省令第56条の3）

該当条項	審査基準	備考	適・否
省令56の3-1	消費場所において建設用びょう打ち銃用空包を取り扱う場合には、第五十一条第十四号、第十七号及び第十八号の規定を準用するほか、次の各号の規定を守らなければならない。		
準用51-14	一日の消費作業終了後は、やむを得ない場合を除き、消費場所に火薬類を残置させないで火薬庫又は第十五条第一項の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる場所に貯蔵すること。		適・否
準用51-17	火薬類を取り扱う場所の付近では、喫煙し、又は火気を使用しないこと。		適・否
準用51-18	火薬類の取扱いには、盗難予防に留意すること。		適・否
56の3-1-1	建設用びょう打ち銃用空包を運搬するときは、衝撃等に対して安全な措置を講ずること。		適・否
56の3-1-2	建設用びょう打ち銃用空包は、使用前に異常の有無を検査し、異常のある場合には、当該建設用びょう打ち銃用空包を使用しないこと。		適・否
56の3-1-3	使用に適さない建設用びょう打ち銃用空包は、その旨を明記したうえで、火薬庫又は第十五条第一項の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる場所に返納すること。		適・否
56の3-1-4	建設用びょう打ち銃用空包を存置する場合には、堅固な設備に収納し、施錠すること。ただし、見張人を常時配置している場合には、この限りでない。	「堅固な設備に収納し、施錠すること」とは、手さげ式鉄製箱に収納し、施錠することでも差支えないが、これだけでは、手さげ式鉄製箱ごと持ち出されるおそれがあるので、固定するか、又はロッカー一等の中に入れて施錠すること。	適・否
56の3-1-5	一日に消費場所に持ち込むことのできる建設用びょう打ち銃用空包の数量は、一日の消費見込量以下とすること。		適・否
56の3-1-6	消費場所内の一定の場所に帳簿を備え、責任者を定めて、建設用びょう打ち銃用空包の受払い及び消費残数量をその都度明確に記録させること。ただし、一日の消費見込数量が無許可消費数量以下の消費場所については、この限りでない。	「一定の場所に帳簿を備え」とは、建設用びょう打ち銃用空包を存置している場所に備えることが望ましい。	適・否
56の3-2	建設用びょう打ち銃用空包を消費する場合には、次の各号の規定を守らなければならない。		
56の3-2-1	消費する建設用びょう打ち銃用空包に適合したびょう及び建設用びょう打ち銃を使用すること。		適・否
56の3-2-2	建設用びょう打ち銃用空包を消費する場合には、当該作業に特に必要のある者以外の者を近づけないこと。		適・否
56の3-2-3	建設用びょう打ち銃用空包は、消費作業に従事する者が自ら携帯し、その者が携帯することのできる数量は、二百個（その原料をなす火薬又は爆薬〇・四グラム以下のものにあつては、四百個）以下とすること。	「消費作業に従事する者」とは、現に建設用びょう打ち銃を持って銃用空包を消費している者をいう。	適・否
56の3-2-4	消費作業に従事している者は、建設用びょう打ち銃用空包を他の作業者に引き渡すときは、消費数量及び消費残数量を確認すること。		適・否
56の3-2-5	建設用びょう打ち銃用空包の打ちがらは、消費場所に放置せず、できるだけ回収すること。	打ちがらは悪用されるおそれがあるので、できるだけ回収すること。	適・否
56の3-2-6	不発の建設用びょう打ち銃用空包がある場合には、水に浸す等の適切な措置を講ずること。	不発の空包は、十分に注意してから銃から抜き出し、水を入れた容器に入れ、その後の処理については、販売店に相談することが望ましい。現場に放置したり、空薬莖と一緒にしてはならない。	適・否

### 第3 模型ロケットの譲受及び消費の許可

#### 【譲受消費の許可】

##### 1 申請書の提出について

###### (1) 提出書類

省令様式第50「火薬類譲受消費許可申請書」

ア 譲受する火薬類の消費地（消費地が2以上あるときは、その主たる消費地）がさいたま市内であること。

イ 消費場所が定まっていな等の場合は、申請者の住所地（法人の場合には、その主たる事務所の所在地）がさいたま市内であること。

###### (2) 申請時期

火薬類を譲受消費しようとするときは、あらかじめ申請すること。

###### (3) 次の書類等を添付すること。

ア 譲受場所・消費場所の案内図

イ 危険予防の方法

危険予防の方法には、次の事項について記載すること。

1. 消費にあたっての注意事項
2. 警戒体制及び警備方法
3. 関係者以外の立入禁止措置

ウ 消費計画書

消費計画書には、次の事項について記載すること。

1. 消費場所
2. 消費の方法
3. 運搬の方法
4. 保管の方法（消費場所まで及び消費場所での保管方法）
5. 従事者名簿
6. 消費場所付近の略図

消費場所の周囲半径300mの様子（見張人の位置、付近の民家等）がわかること。

エ 保安手帳等の写し

自主保安規程の写し及び当該規程に基づく資格の証明書等の写し又は手帳番号等が明記されていること。

オ 火薬庫設置許可証又は庫外貯蔵場所指示証の写し（火薬庫又は庫外貯蔵場所を有する場合に限る。）

2 申請手数料について

(1) 申請火薬の合計が 25kg 以下の場合 3,500 円

(2) 申請火薬の合計が 25kg を超える場合 6,900 円

 I 総則 / 6 申請に必要な手数料 (5 ページ)

3 許可の基準について

(1) 譲受目的、消費目的が明らかであり、公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないこと。

(2) 譲受期間は 1 か月以内とし、譲受期間内で消費日が特定されていること。また、荒天等による延期の予備日についても特定されていること。

(3) 模型ロケットの消費が省令に定める技術上の基準に適合するものであること。

 表 1 模型ロケットの消費の基準 (75 ページ)

(4) 1 回の譲受数量は 1 日の消費数量以内とし、かつ火薬 5kg 以下、点火具 100 個以下であること。ただし、火薬庫又は庫外貯蔵場所を有する場合は、この限りでない。

(5) 1 の消費場所での消費であること。消費場所が異なる場合は、別の申請となる。

4 許可証について

- (1) 審査の結果、基準に適合する場合は、省令様式第11「火薬類譲受許可証」及び細則様式第6号「火薬類消費許可証」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。
- (2) 法第48条の規定により、許可申請内容に応じて許可の条件を付すものとする。
  - 例) 火薬庫を所有・占有しない場合にあつては、「消費量ずつ譲受すること」の条件を付す。
  - 例) 庫外貯蔵場所に保管する場合にあつては、「保管量に応じて譲受すること」の条件を付す。
- (3) 譲受許可証及び消費許可証の交付を受け、譲受消費行為が完了した場合は、保安係へ譲受許可証及び消費許可証を返納すること。
- (4) 譲受許可証の記載事項（住所、氏名又は名称及び職業に限る。）に変更が生じた場合は、省令様式第12「火薬類譲渡（譲受）許可証書換申請書」に譲受許可証を添付し、保安係へ提出し、譲受許可証の書換えを受けること。なお、譲受許可証の記載事項のうち、許可を受けた者、火薬類の種類及び数量、目的、期間に変更が生じる場合は、改めて譲受許可申請が必要となる。
- (5) 譲受許可証を喪失し汚損し、又は盗取された場合は、省令様式第13「火薬類譲渡（譲受）許可証再交付申請書」を保安係へ提出し、譲受許可証の再交付を受けること。なお、申請の理由が汚損の場合は、申請書に汚損した譲受許可証を添付すること。また、申請の理由が、喪失又は盗取の場合で、再交付を受けた後、旧許可証を発見したときは、速やかに保安係へ提出すること。

5 その他

火薬類の消費の許可について、申請書の記載事項（火薬類の種類及び数量、目的、場所、日時並びに危険予防の方法を除く。）又は消費計画書に変更が生じた場合は、細則様式第32号「火薬類消費許可申請書記載事項変更届」を、保安係へ提出すること。

表1 模型ロケットの消費の基準（省令第56条の3）

該当条項	審査基準	備考	適・否								
省令56の3の2	消費場所において模型ロケットに用いられる火薬類を取り扱う場合には、次の各号の規定を守らなければならない。										
56の3の2-1-1	模型ロケットに用いられる火薬類を取り扱う場所の付近では、喫煙し、又は火気を使用しないこと。		適・否								
56の3の2-1-2	模型ロケットに用いられる火薬類の取扱いは、盗難予防に留意すること。		適・否								
56の3の2-1-3	模型ロケットに用いられる火薬類を取り扱う場合には、酒気を帯びていないこと。		適・否								
56の3の2-1-4	模型ロケットに用いられる火薬類を運搬するときは、噴射推進器と点火具と互いに接触しないように隔離してプラスチック製の箱又はファイバ板箱に入れ、静かに運搬すること。		適・否								
56の3の2-1-5	模型ロケットに用いられる火薬類の消費場所には、消火用水の備付けその他の消火のための準備をすること。		適・否								
56の3の2-1-6	模型ロケットに用いられる火薬類の消費場所には、模型ロケットに用いられる火薬類の管理及び打ち上げの準備作業（模型ロケットに噴射推進器を組み込む作業を含む。）を行うための場所（以下この条において「打ち上げ準備所」という。）並びに発射台を設けること。		適・否								
56の3の2-1-7	打ち上げ準備所は、発射台から二十メートル以上の距離をとること。		適・否								
56の3の2-1-8	打ち上げ準備所は、日光の直射及び雨露を防ぎ、安全に作業ができるような措置を講ずること。		適・否								
56の3の2-1-9	打ち上げ準備所に模型ロケットに用いられる火薬類を存置する場合は、常時管理できる体制をとること。		適・否								
56の3の2-1-10	打ち上げ準備所には、「火気厳禁」、「立入禁止」等と書いた警戒札を掲示すること。		適・否								
56の3の2-1-11	発射台は、国道、都道府県道、人の集合場所（模型ロケットの打ち上げ作業に従事する者の待機場所及び見学者の集合場所を除く。）、建物及び電線に対して、次の表の上欄に掲げる模型ロケットに組み込まれた火薬類の量に応じて同表の下欄に掲げる距離を確保すること。		適・否								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>火薬類の量</th> <th>確保すべき距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二十グラムを超えるもの</td> <td>六十メートル以上の距離</td> </tr> <tr> <td>百グラムを超えるもの</td> <td>百メートル以上の距離</td> </tr> <tr> <td>四百五十グラムを超えるもの</td> <td>百二十五メートル以上の距離</td> </tr> </tbody> </table>	火薬類の量	確保すべき距離	二十グラムを超えるもの	六十メートル以上の距離	百グラムを超えるもの	百メートル以上の距離	四百五十グラムを超えるもの	百二十五メートル以上の距離		
火薬類の量	確保すべき距離										
二十グラムを超えるもの	六十メートル以上の距離										
百グラムを超えるもの	百メートル以上の距離										
四百五十グラムを超えるもの	百二十五メートル以上の距離										
56の3の2-1-12	発射台は、他の発射台から五メートル以上の距離をとって設置すること。		適・否								
56の3の2-1-13	秒速八メートル以上の風その他の天候上の原因により事故の発生するおそれがある場合には、模型ロケットの打ち上げを中止すること。		適・否								
56の3の2-1-14	模型ロケットに用いられる火薬類は、使用前に吸湿その他の異常の有無を検査し、異常のある場合には使用しないこと。		適・否								
56の3の2-1-15	前号の検査により使用に適さないと判断された火薬類は、その旨を明記した上で打ち上げ準備所に返送すること。		適・否								
56の3の2-1-16	模型ロケットに用いられる火薬類の消費場所においては、打ち上げ準備所及び発射台以外の場所に模型ロケットに用いられる火薬類を存置しないこと。		適・否								
56の3の2-1-17	発射台に携行する火薬類は、一回の打ち上げに必要な数量を超えないこと。		適・否								
56の3の2-1-18	発射台及びランチロッドは、風向きを考慮して垂直より三十度以上広角にならないよう向上方に向け、かつ打ち上げの		適・否								

	際の衝撃又は風力により当該発射台の方向が変化しないよう固定すること。		
56の3の2-1-19	模型ロケットを打ち上げる際には、発射台から二十メートル以内に当該模型ロケットを打ち上げる者その他の模型ロケットの打ち上げ作業に従事する者以外の者が立ち入ることができない措置を講じ、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。		適・否
56の3の2-1-20	模型ロケットを打ち上げる際には、低空に飛行するものがないことを確認した後でなければ点火しないこと。		適・否
56の3の2-1-21	模型ロケットが点火されなかつた場合には、点火後三十秒以上経過した後に、模型ロケット及び模型ロケットに用いられる火薬類の点検を行うこと。		適・否
56の3の2-1-22	電気点火器及び点火具は、事前に導通を確認すること。		適・否
56の3の2-1-23	落雷の危険があるときは、点火具に係る作業を中止すること。		適・否
56の3の2-1-24	模型ロケットに用いられる火薬類は、模型ロケットの打ち上げ作業を行う当日でなければ模型ロケットの消費場所に持ち込んで서는ならない。		適・否
56の3の2-1-25	一日の作業終了後は、模型ロケットに用いられる火薬類を火薬庫又は第十五条第一項の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる場所に返納すること。		適・否
56の3の2-1-26	模型ロケットの消費場所においては、火薬類を取り扱う者は、腕章を付ける等他の者と容易に識別できる措置を講ずること。		適・否
56の3の2-1-27	模型ロケットの点火に用いる電気点火器には、点火作業に従事する者以外の者が点火できないよう措置を講ずること。	例示基準参照	適・否

第4 火工品（建設用びょう打ち銃用空包、模型ロケット、煙火を除く。）の譲受及び消費の許可

**【譲受のみの許可】※消費の許可を要しない場合**

1 申請書の提出について

(1) 提出書類

省令様式第10「火薬類譲受許可申請書」

ア 譲受する火薬類の消費地（消費地が2以上あるときは、その主たる消費地）がさいたま市内であること。

イ 消費場所が定まっていない等の場合は、申請者の住所地（法人の場合には、その主たる事務所の所在地）がさいたま市内であること。

(2) 申請時期

火薬類を譲受しようとするときは、あらかじめ申請すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

ア 譲受場所の案内図

イ 火薬類の消費目的を明確にする書面（消費を伴う場合に限る。）

ウ 火薬類の譲受目的を明確にする書面（消費を伴わない場合に限る。）

緊急用に使用する火工品の場合は、緊急用に使用する目的、設置場所等を明記すること。

エ 従事者名簿

従事者の住所、氏名、生年月日を記載すること。

航空機、パラグライダー等に使用するパラシュート発射器で、許可を受ける者が団体の場合は、取扱う可能性ある者すべてについて記載すること。

オ 火薬庫設置許可証又は庫外貯蔵場所指示証の写し（火薬庫又は庫外貯蔵場所を有する場合に限る。）

2 申請手数料について

2,400円

3 許可の基準について

- (1) 譲受目的、消費目的が明らかであり、公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないこと。
- (2) 譲受期間が1年以内で、かつ譲受に必要であると認められる期間であること。
- (3) 消費を伴う場合にあつては、火薬類の消費が省令に定める技術上の基準に適合するものであること。

 表1 火工品の消費の基準（発信器等の消費の基準）（82ページ）

- (4) 譲受する火薬類の貯蔵又は保管場所が、自己で所有又は占有する、火薬庫又は庫外貯蔵場所である場合にあつては、その所在地であること。それ以外の場合にあつては、火薬類販売業者の管理する火薬庫であること。
- (5) 火薬庫又は庫外貯蔵場所を有しない者にあつては、1回の譲受数量は省令第15条第1項の表(8)に規定する数量以下であること。

4 許可証について

- (1) 審査の結果、基準に適合する場合は、省令様式第11「火薬類譲受許可証」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。
- (2) 法第48条の規定により、許可申請内容に応じて許可の条件を付すものとする。  
例) 火薬庫を所有・占有しない場合にあつては、「消費量ずつ譲受すること」の条件を付す。  
例) 庫外貯蔵場所に保管する場合にあつては、「保管量に応じて譲受すること」の条件を付す。
- (3) 譲受許可証の交付を受け、譲受行為が完了した場合は、保安係へ譲受許可証を返納すること。
- (4) 譲受許可証の記載事項（住所、氏名又は名称及び職業に限る。）に変更が生じた場合は、省令様式第12「火薬類譲渡（譲受）許可証書換申請書」に譲受許可証を添付し、保安係へ提出し、譲受許可証の書換えを受けること。なお、譲受許可証の記載事項のうち、許可を受けた者、火薬類の種類及び数量、目的、期間に変更が生じる場合は、改めて譲受許可申請が必要となる。
- (5) 譲受許可証を喪失し汚損し、又は盗取された場合は、省令様式第13「火薬類譲渡（譲受）許可証再交付申請書」を保安係へ提出し、譲受許可証の再交付を受けること。なお、申請の理由が汚損の場合は、申請書に汚損した譲受許可証を添付すること。また、申請の理由が、喪失又は盗取の場合で、再交付を受けた後、旧許可証を発見したときは、速やかに保安係へ提出すること。

5 その他

法第22条の規定により、1年以上継続して事業を行う者が、前年より継続して譲受許可申請をする場合は、前回の譲受許可で譲り受けた火薬類の残量を、省令様式第10「火薬類譲渡許可申請書」により販売業者に返品すること。ただし、消費の都度、必要量の火薬類のみを譲受している場合はこの限りでない。

**【譲受消費の許可】※消費の許可とあわせて譲受の許可を受ける場合**

1 申請書の提出について

(1) 提出書類

省令様式第50「火薬類譲受消費許可申請書」

譲受し消費する火薬類の数量が、省令第49条に規定する無許可消費数量にあたる場合は、消費の許可は不要のため、【譲受のみの許可】を参照すること。

 無許可消費数量 (99ページ)

(2) 申請時期

火薬類を譲受消費しようとするときは、あらかじめ申請すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

ア 譲受場所・消費場所の案内図

イ 危険予防の方法

危険予防の方法には、次の事項について記載すること。

1. 消費にあたっての注意事項
2. 避難及び飛石防止措置
3. 警戒体制及び警備方法

ウ 消費計画書

消費計画書には、次の事項について記載すること。

1. 消費の方法
2. 運搬の方法
3. 保管の方法（消費場所まで及び消費場所での保管方法）
4. 従事者名簿

エ 火薬庫設置許可証又は庫外貯蔵場所指示証の写し（火薬庫又は庫外貯蔵場所を有する場合に限る。）

2 申請手数料について

2,400円

 I 総則 / 6 申請に必要な手数料 (5ページ)

3 許可の基準について

「【譲受のみの許可】3 許可の基準について」を準用する。

4 許可証について

(1) 審査の結果、基準に適合する場合は、省令様式第11「火薬類譲受許可証」及び細則様式第6号「火薬類消費許可証」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

(2) 法第48条の規定により、許可申請内容に応じて許可の条件を付すものとする。

例) 火薬庫を所有・占有しない場合にあつては、「消費量ずつ譲受すること」の条件を付す。

例) 庫外貯蔵場所に保管する場合にあつては、「保管量に応じて譲受すること」の条件を付す。

(3) 譲受許可証及び消費許可証の交付を受け、譲受消費行為が完了した場合は、保安係へ譲受許可証及び消費許可証を返納すること。

(4) 譲受許可証の記載事項（住所、氏名又は名称及び職業に限る。）に変更が生じた場合は、省令様式第12「火薬類譲渡（譲受）許可証書換申請書」に譲受許可証を添付し、保安係へ提出し、譲受許可証の書換えを受けること。なお、譲受許可証の記載事項のうち、許可を受けた者、火薬類の種類及び数量、目的、期間に変更が生じる場合は、改めて譲受許可申請が必要となる。

(5) 譲受許可証を喪失し汚損し、又は盗取された場合は、省令様式第13「火薬類譲渡（譲受）許可証再交付申請書」を保安係へ提出し、譲受許可証の再交付を受けること。なお、申請の理由が汚損の場合は、申請書に汚損した譲受許可証を添付すること。また、申請の理由が、喪失又は盗取の場合で、再交付を受けた後、旧許可証を発見したときは、速やかに保安係へ提出すること。

5 その他

(1) 火薬類の消費の許可について、申請書の記載事項（火薬類の種類及び数量、目的、場所、日時並びに危険予防の方法を除く。）又は消費計画書に変更が生じた場合は、細則様式第32号「火薬類消費許可申請書記載事項変更届」を、保安係へ提出すること。

(2) (1)の他「【譲受のみの許可】5 その他」を準用する。

表1 火工品の消費の基準（発信器等の消費の基準）（省令第51条から第56条）

該当条項	審査基準	備考	適・否
省令56の3の3	消費場所において発信器及びその交換部品（火工品に限る。）（以下「発信器等」という。）を取り扱う場合には、第五十一条第十七号及び第十八号の規定を準用するほか、次の各号の規定を守らなければならない。		
準用51-1-17	火薬類を取り扱う場所の付近では、喫煙し、又は火気を使用しないこと。		適・否
準用51-1-18	火薬類の取扱いには、盗難予防に留意すること。		適・否
56の3の3-1-1	発信器等を運搬するときは、衝撃等に対して安全な措置を講ずること。		適・否
56の3の3-1-2	発信器等は、使用前に異常の有無を検査し、異常のある場合には、当該発信器等を使用しないこと。		適・否
56の3の3-1-3	前号の検査により使用に適さないと判断された発信器等は、その旨を明記した上で、火薬庫又は第十五条第一項の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる場所に返納すること。		適・否
56の3の3-1-4	動物に取り付けた発信器の位置を常に確認すること。		適・否
56の3の3-1-5	発信器の点火は、当該発信器に用いられる電池の残量に十分な余裕を確保しつつ行うこと。		適・否
56の3の3-1-6	発信器等には、それを所有する者の電話番号その他の連絡先を記載すること。		適・否
56の3の3-1-7	発信器等の消費、在庫等の数量を把握すること。		適・否
56の3の3-1-8	動物に取り付けた発信器が点火後発火しないときは、速やかに当該発信器を回収し、火薬庫又は第十五条第一項の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる場所に返納すること。		適・否
56の3の3-1-9	発信器を点火するときは、住居が集中している地域及び広場、駅その他の多数の者の集合する場所を避け、安全な場所で行うこと。		適・否

## 第5 煙火の消費の許可

### 1 申請書の提出について

#### (1) 提出書類

省令様式第29「火薬類消費許可申請書」

同消費場所、同消費量の煙火の消費を一定期間中に複数回行う場合は、1の申請期間は最大1か月間とし、その期間を超える場合にあっては、別の申請とすること。

#### (2) 申請時期

煙火を消費しようとするときは、あらかじめ申請すること。

#### (3) 次の書類等を添付すること。

##### ア 消費場所の案内図

##### イ 危険予防の方法

煙火の消費あたっての注意事項、警備、救護、防火、業者との打合せ、筒、終了後の黒玉等の措置、煙火置場、その他の事項について記載すること。

##### ウ 消費計画書

製造業者、打揚従事者、消費の順序（消費プログラム）、運搬計画、航空法第99条の2に基づく許可又は通報について記載すること。

##### エ 消費する火薬類の種類、数量がわかる資料

球場打揚煙火（スターマインを含む。）については、単発打揚（早打ち含む。）、スターマイン及びポカ物、割物の区分を明確にすること。その他の煙火として、枠仕掛、ナイアガラ及び小型煙火等については数量、寸法等を明確にすること。特殊な消費方法については、その旨がわかる資料を添付すること。

##### オ 花火大会等連絡体制図

煙火打揚業者が複数の場合は、幹事業者を選定し、筆頭位置に記載すること。

##### カ 警備計画書

警備日時、場所、方法、人員配置等について記載すること。

キ 現場図面

図面は最新のものとし、打揚地点、保安距離、立入禁止区域、煙火置場、火気使用場所、警備員の配置場所及び各本部の位置等について記載すること。

ク 立ち退き承諾書（保安距離内に申請者以外の者の所有地等がある場合に限る。）

保安距離内の土地、建物及び施設の所有者等から、所有地内での煙火の消費及び消費時間中の保安距離内からの立ち退き等の承諾が得られていること。

図面等において、承諾者の所有部分をわかるようにすること。

2 申請手数料について

7,900 円

 I 総則／6 申請に必要な手数料 (5 ページ)

3 許可の基準について

- (1) 煙火の消費が省令に定める技術上の基準に適合するものであること。

 表1 煙火の消費の基準 (86 ページ)

- (2) 省令に定める技術上の基準のほか、「埼玉県煙火消費技術基準」について遵守されていること。

 III 関係資料等／埼玉県煙火消費技術基準 (143 ページ)

4 許可証について

- (1) 審査の結果、基準に適合する場合は、細則様式第6号「火薬類消費許可証」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

- (2) 受領した許可証は、消費場所（花火大会本部）に携行すること。

- (3) 消費行為が完了した場合は、保安係に許可証を返納すること。

5 その他

(1) 直径 7.5 cm (2.5 号玉) 未満の球状打揚煙火の保安距離については、埼玉県煙火消費基準 別表 1 に定める 7.5 cm (2.5 号玉) の保安距離として扱うものとする。

(2) 省令第 56 条の 4 第 4 項第 5 号の規定による煙火の斜め打揚げ（打揚煙火の打揚筒を演出効果等の目的により、意図的に傾けて設置し消費すること）については、「煙火消費における斜め打揚げに係るガイドライン」による運用とすること。

 Ⅲ 関係資料等／煙火消費における斜め打揚げに係るガイドライン (149 ページ)

(3) 消費場所の地形等については、事前に十分な調査を行うこと。

保安距離内に枯草が生えている場合は、火災の危険があるため、状況によって枯草を刈る等の必要な措置を講ずること。

(4) 火薬類の消費の許可について、申請書の記載事項（火薬類の種類及び数量、目的、場所、日時並びに危険予防の方法を除く。）又は消費計画書に変更が生じた場合は、細則様式第 32 号「火薬類消費許可申請書記載事項変更届」を、保安係へ提出すること。

表1 煙火の消費の基準（省令第56条の4）

該当条項	審査基準	備考	適・否
省令56の4-1	消費場所において煙火を取り扱う場合には、第五十一条第十四号、第十七号及び第十八号の規定を準用するほか、次の各号の規定を守らなければならない。		
準用51-1-14	一日の消費作業終了後は、やむを得ない場合を除き、消費場所に火薬類を残置させないで火薬庫又は第十五条第一項の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる場所に貯蔵すること。		適・否
準用51-1-17	火薬類を取り扱う場所の付近では、喫煙し、又は火気を使用しないこと。		適・否
準用51-1-18	火薬類の取扱いには、盗難予防に留意すること。		適・否
56の4-1-1	煙火を運搬するときは、衝撃等に対して安全な措置を講ずること。		適・否
56の4-1-2	煙火は、使用前に吸湿、導火線の損傷その他異常の有無を検査し、異常のある場合には、当該煙火を使用しないこと。		適・否
56の4-1-3	前号の検査により使用に適さないと判断された煙火は、その旨を明記したうえで、次項本文の規定により設けられた煙火置場（同項ただし書の場合にあつては、火薬庫又は第十五条第一項の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる場所）に返送すること。		適・否
56の4-1-4	消費場所においては、やむを得ない場合を除き、次項の規定により設けられた煙火置場、打揚筒の設置場所又は仕掛煙火の設置場所以外の場所に、煙火及び煙火の打揚げ等に使用する火薬類を存置しないこと。		適・否
56の4-1-5	煙火が爆発又は燃焼しているときは、打揚火薬の計量をしないこと。		適・否
56の4-1-6	煙火の消費場所の付近に消火用水を備える等消火のための準備をすること。		適・否
56の4-1-7	煙火を取り扱う場合には、酒気を帯びていないこと。		適・否
56の4-2	消費場所においては、煙火の管理及び打揚げ等の準備をするために必要があるときは、煙火置場を設けなければならない。ただし、一日の消費見込量が無許可消費数量以下の消費場所については、この限りでない。	平成20年2月8日付経産省令 煙火置場は、煙火が電気点火により打ち揚げられる場合で、すべての煙火が打揚筒内に入れられているときは、保管の必要のある煙火がないことから、設置を要さないこととする。	適・否
56の4-3	前項の煙火置場は、次の各号の規定によらなければならない。		
56の4-3-1	煙火置場は、打揚筒の設置場所、仕掛煙火の設置場所及び火気を取り扱う場所に対し、二十メートル以上の距離をとること。ただし、船上で煙火を消費する場合その他やむを得ずこの距離をとることができない場合には、星の衝突等による衝撃が煙火置場の内部に及ばないように措置を講ずること。		適・否
56の4-3-2	煙火置場は、日光の直射及び雨露を防ぎ、安全に作業ができるような措置を講ずること。		適・否
56の4-3-3	煙火置場に煙火及び煙火の打揚げ等に使用する火薬類を存置する場合には、盗難を防止するための措置を講ずること。	例示基準参照	適・否
56の4-3-4	煙火置場の周囲には、「立入禁止」、「火気厳禁」等と書いた警戒札を掲示すること。		適・否
56の4-3-5	煙火置場に煙火及び煙火の打揚げ等に使用する火薬類を存置する場合には、これらに覆いをする等消費中の煙火の火の粉等により着火しないような措置を講ずること。		適・否
56の4-4	煙火（手筒煙火を除く。以下この項及び次項において同		

	じ。)を消費する場合には、次の各号の規定を守らなければならない。		
56の4-4-1	打揚煙火の打揚筒及び仕掛煙火の設置場所は、消費する煙火の種類及び重量に応じて、通路、人の集合する場所、建物等に対し安全な距離をとること。		適・否
56の4-4-2	煙火の消費に際して、強風その他の天候上の原因により危険の発生するおそれがある場合には、煙火の消費を中止すること。		適・否
56の4-4-3	打揚筒の設置場所に携行する煙火の数量は、当該打揚げに必要な数量を超えないこと。		適・否
56の4-4-4	煙火を打ち揚げる場合には、打揚筒の設置場所に携行された煙火及び打揚火薬は、容器に収納し、取出しの都度完全に蓋をし、又は覆いをする。		適・否
56の4-4-5	打揚筒は、風向を考慮して上方その他の安全な方向に向け、かつ、打揚げの際の衝撃により当該打揚筒の方向が変化しないように確実に固定すること。		適・否
56の4-4-6	打揚筒の使用中は、必要に応じてその内部を掃除すること。		適・否
56の4-4-7	消費の準備の終了した仕掛煙火(火の粉により点火しないよう必要な措置が講じられているものを除く。)から二十メートル以内の場所においては、煙火を打ち揚げないこと。ただし、当該仕掛煙火から二十メートル以内の場所に関係人がいない場合は、この限りでない。		適・否
56の4-4-8	上空に打ち揚げ開かせる煙火は、通路、人の集合する場所、建物等に対して二十メートル以上の安全な高さで開かせること。		適・否
56の4-4-9	煙火を打揚筒内に入れるときは、紐等を用いて静かに降下させること。ただし、連発打揚げをする場合には、この限りでない。		適・否
56の4-4-10	煙火の消費に際しては、あらかじめ定めた危険区域内に関係人のほかは立ち入らないような措置を講じ、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。		適・否
56の4-4-11	<p>直径三センチメートルを超える煙火を打ち揚げる場合には、離隔距離(打ち揚げようとする煙火の打揚筒から関係人までの距離をいう。以下この号において同じ。)が二十メートル以上となるようにすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 直径二十四センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合であって離隔距離が五メートル未満となる場合において、打揚筒が破裂したときに発生する飛散物(以下この号及び第十四号において「飛散物」という。)を遮断する防護措置を講ずるとき。</p> <p>ロ 直径二十四センチメートルを超え直径三十センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合であって離隔距離が五メートル以上二十メートル未満となる場合又は直径三十センチメートルを超え直径六十センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合であって離隔距離が十メートル以上二十メートル未満となる場合において、飛散物の威力を軽減する防護措置を講ずるとき。</p> <p>ハ 直径二十四センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合であって離隔距離が五メートル以上二十メートル未満となる場合において、飛散物に対する安全対策を講ずるとき。</p>	<p>「飛散物を遮断する防護措置」の例については、埼玉県煙火消費技術基準 別表3を参照すること。</p> <p>「飛散物の威力を軽減する防護措置」の例については、埼玉県煙火消費技術基準 別表3を参照すること。</p> <p>「飛散物に対する安全策」の例については、埼玉県煙火消費技術基準 別表3を参照すること。</p>	適・否
56の4-4-12	直径三センチメートルを超える煙火を打ち揚げる場合には、電気又は導火線により点火すること。ただし、前号イの場合は、この限りでない。		適・否

56の4-4-13	第十一号イの場合(直径三センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合を除く。)には、当該打揚げに使用する打揚筒は、他の打揚げに従事している者に係る打揚筒に対して二メートル以上の距離をとること。		適・否
56の4-4-14	第十一号ロの場合には、当該打揚げに使用する打揚筒は、軽量の飛散物となるような材質のものをできるだけ使用すること。		適・否
56の4-4-15	点火後、煙火が打ち揚がらない場合には、次の規定を守ること。		適・否
56の4-4-16	不発の煙火がある場合には、すみやかに回収して水に浸す等の適切な措置を講ずること。		適・否
56の4-5	煙火の消費に際し、電気点火を行う場合には、次の各号の規定を守らなければならない。		
56の4-5-1	点火は、取扱いに際し、摩擦、衝撃等に対して安全な点火具により行うこと。	例示基準参照	適・否
56の4-5-2	点火具は、できるだけ導通又は抵抗を試験すること。この場合において、試験は、発火のおそれがない安全な方法で行い、かつ、危害予防の措置を講ずること。	例示基準参照	適・否
56の4-5-3	落雷の危険がある場合には、点火具に係る作業を中止する等の適切な措置を講ずること。		適・否
56の4-5-4	漏えい電流により点火するおそれがある場合には、電気点火をしないこと。ただし、安全な方法により行う場合には、この限りでない。		適・否
56の4-5-5	電気点火器及び電池は、乾燥したところに置き、使用前に起電力を確かめること。		適・否
56の4-5-6	点火母線は、電気点火器の出力電圧に耐え得る絶縁効力のあるもので機械的に強力なものを使用し、使用前に断線の有無を検査すること。		適・否
56の4-5-7	点火母線を敷設する場合には、電線路その他の充電部又は帯電するおそれが多いものから隔離すること。		適・否
56の4-5-8	電気点火器と点火母線との接続後は、打揚筒に近づかない等の危害予防の措置を講ずること。		適・否
56の4-5-9	点火に際しては、電圧並びに電源、点火母線及び点火具の全抵抗を考慮した後、点火具に所要電流を通ずること。		適・否
56の4-5-10	電気点火器には、点火作業に従事する者以外の者が点火することができないよう措置を講ずること。	例示基準参照	適・否
56の4-5-11	点火回路は、点火する前に導通又は抵抗を試験し、かつ、試験は、関係人が安全な場所に退避したことを確認した後、安全な場所で実施すること。		適・否
56の4-5-12	点火回路の全部又は一部を無線とした場合には、誤った信号を受信することにより点火具が意図に反して発火しないよう措置を講ずること。		適・否

記載例「火薬類（煙火）消費許可申請書」

様式第29（第48条関係）

×整理番号	
×審査結果	
×受理日	年 月 日
×許可番号	

火薬類（煙火）消費許可申請書（記載例）

〇〇年〇月〇〇日

さいたま市長 様

(代表者) 〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇

名 称	〇〇株式会社					
事務所所在地 (電 話)	〇〇市〇〇町〇番地 (〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)					
職 業	〇〇〇〇					
(代 表 者) 住 所 氏 名 (年 齢)	〇〇市〇〇町〇番地 〇〇〇〇 (〇〇才)					
火薬類（煙火）の 種類及び数量	〇〇cm	〇〇cm	〇〇cm	cm	cm	cm
	〇個	〇個	〇個			
	仕 掛	スターマイン (最大)		裏打スターマイン (最大)		
	ナイガラ 〇〇m	〇〇台 (〇〇cm)		〇〇台 (〇〇cm)		
目 的	〇〇花火大会					
場 所	さいたま市〇〇区〇〇町〇番地					
日 時 (期 間)	〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分から 〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分まで 雨天又は荒天の場合、中止・順延					
危 険 予 防 の 方 法	別紙のとおり					

記載例「危険予防の方法」

危険予防の方法（記載例）

**1 危険区域の設定**

- (1) 危険区域を設け、関係者以外の立入を禁止する。
- (2) 計画について、別紙警備計画書及び別図のとおりとする。

**2 荒天等の場合の措置**

- (1) 強風警報の発せられた場合又は消費場所において10メートル以上の風速がある場合、大雨の場合、落雷の危険がある場合又は火災警報が発せられた場合は、即時消費を中止する。
- (2) 30cm以上の大型の煙火玉を消費する場合は、吹き流し等で風向・風速を把握し、その結果に応じた措置を講ずる。

**3 救護体制**

救急車を配備し、会場には医療場所を設け応急手当医療品を配備し、医師・看護師を配置する。

**4 防火措置**

- (1) 消防車を配置し、煙火消費 [ 直前 ・ 時間前 ] に打揚現場付近に散水し防火する。
- (2) 打揚に必要な場合以外、消費場所での火気使用は禁止する。

**5 消費時の連絡体制**

各本部の位置、担当責任者及び各本部間の連絡方法は次のとおりとする。

(1) 開催本部

- ア 位置 [ 別図   地点 ]
- イ 担当責任者 [ 所属：〇〇〇〇 氏名：〇〇〇〇 ]

(2) 打揚本部（現場）

- ア 位置 [ 別図   地点 ]
- イ 担当責任者 [ 所属：〇〇〇〇 氏名：〇〇〇〇 ]

(3) 警備・救護本部

- ア 位置 [ 別図   地点 ]
- イ 担当責任者 [ 所属：〇〇〇〇 氏名：〇〇〇〇 ]

(4) 各本部間（現場）の連絡方法

[ 有線電話 ・ 携帯電話 ・ 無線 ・ その他 (            ) ]

**6 打揚業者**

- (1) 打揚事業者は、(社)日本煙火協会発行の手帳を有する者とし、腕章等の識別を付ける。

- (2) 煙火搬入又は筒設置等打揚準備は、日没前までに済ませる。

## 7 資材等

- (1) 消費場所で関係者が携帯する灯火は、懐中電灯に限る。
- (2) 筒は、 [ 鉄 ・ ステンレス ・ 紙 ・ プラスチック ] 製とする。  
※紙筒使用のときは、その管理方法について記載  
※プラスチック筒使用のときは、その使用方法（打揚間隔、頻度等）を記載
- (3) 点火方法は、単発は、 [ 投込み ・ 電気点火 ] 方法により行う。  
早打は、 [ 焼き金 ・ 電気点火 ] 方法により行う。  
スターマインは、 [ 電気点火 ・ 直接点火 ] 方法により行う。
- (4) 信号雷は [ ] 号玉、段数は [ ] 段とする。

## 8 煙火置場

- (1) 煙火置場の位置は、当日の風向きに応じ別図の [ A ～ B ] 地点のうちから 1 か所を選定する。
- (2) 煙火置場の煙火は、有蓋容器に収納する。

## 9 終了後の措置

煙火消費終了後は、打揚従事者及び主催関係者が黒玉（不発玉）を [ その日のうち ・ 翌朝6時まで ] に回収する。

## 10 小型煙火の消費

- (1) 外装が紙製の場合は、縄、針金、布テープ等により側面、底面を補強する。
- (2) 杭、ブロック等で固定するなど、転倒防止措置を講ずる。
- (3) 消費する小型煙火の規格等を熟知し、適切な消費方法を行う。

## 11 危険区域内の人家等の対策

煙火の消費は、危険区域内の人家等から立ち退き等により安全が確認された後に行う。

## 記載例「消費計画書」

## 消 費 計 画 書

製造業者の氏名・名称	〇〇株式会社		
消費従事者	年齢	手帳番号	所属事業所
〇〇 〇〇	〇〇歳	〇〇-〇〇	〇〇株式会社
〇〇 〇〇	〇〇歳	〇〇-〇〇	〇〇株式会社
〇〇 〇〇	〇〇歳	〇〇-〇〇	〇〇株式会社
消費の順序	別紙 消費プログラムのとおり		
略図	別図のとおり（縮尺 2,500分の1）		
運搬計画	〇〇株式会社 〇〇工場 ——— 〇〇 ——— 消費場所 10:00                      12:00                      13:00		
	〇〇警察署（届出済 届出予定 不要）		
警備計画	別紙警備計画書のとおり		
火災予防条例に基づく届出	さいたま市消防局 ・ 〇〇消防署 （届出済 届出予定 不要）		
航空法第99条に基づく許可又は通報	1 許可済      2 申請済      3 申請予定 4 通報済      ⑤ 通報予定      6 不要		
立入禁止区域内の土地・施設の管理者の打揚時立退きの承諾	・立入禁止区域内施設（ <input checked="" type="checkbox"/> 有      無） ・立退き承諾 （ 1 書面写添付      ② 承諾済      3 予定 ）		
（備考） ① 仕掛煙火、スターマインの内訳は別表に記載する。 ② 花火大会の連絡体系図は別図に記載する。			

記載例「消費する火薬類の種類・数量」

消費する火薬類の種類・数量

1 球状打揚煙火（スターマインを含む）

合計 4,100 個

玉の直径	種別	数量（個）		玉の直径	種別	数量（個）	
		単発打揚	スターマイン			単発打揚	スターマイン
6 c m	ポカ物						
	割物		100				
7.5 c m	ポカ物						
	割物		2000				
9 c m	ポカ物	100					
	割物	200	1500				
12 c m	ポカ物						
	割物	100	100				
c m	ポカ物						
	割物						

2 その他の煙火（粹仕掛・ナイアガラ・小型煙火など）

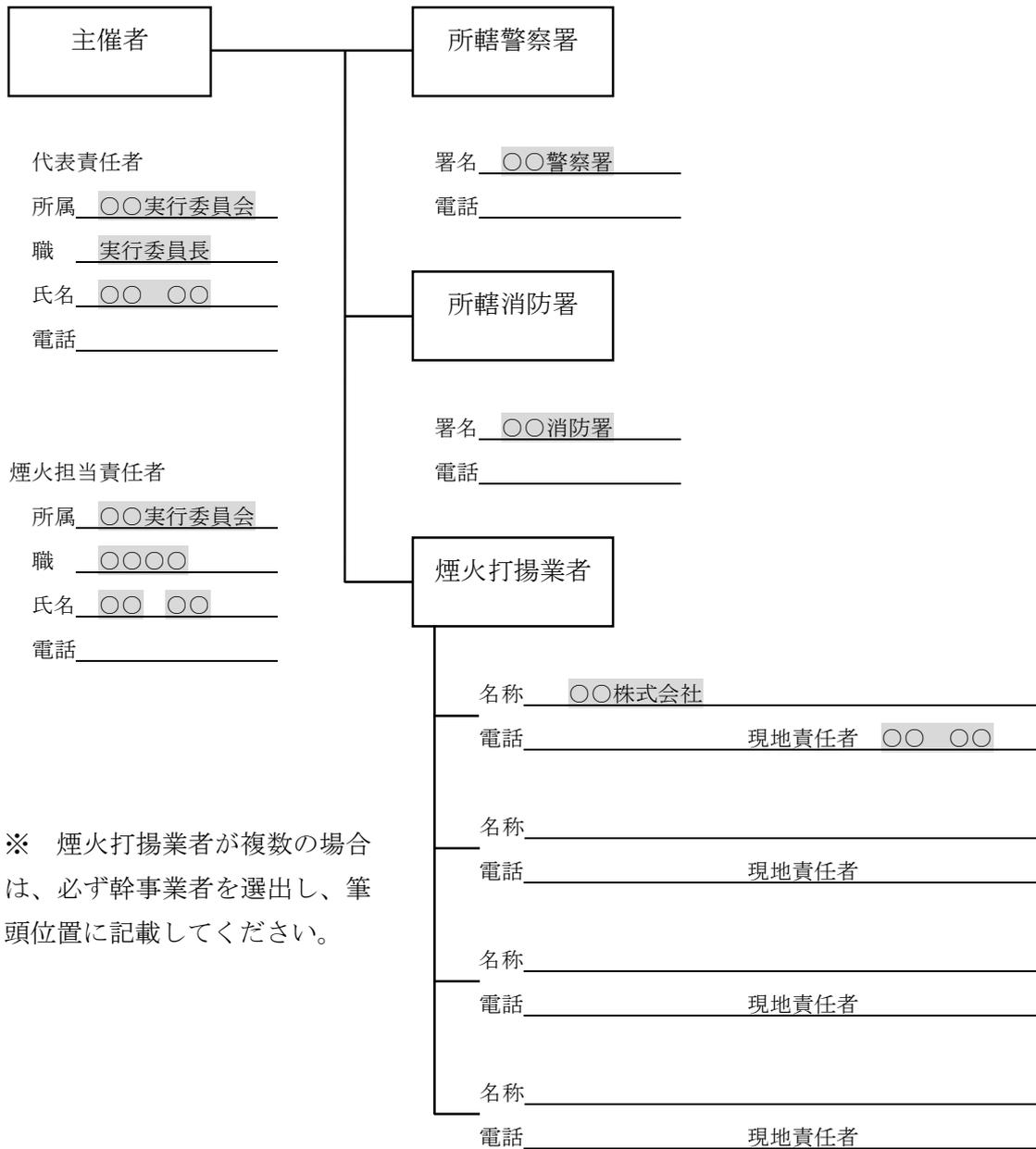
種 別	数 量	特 記 事 項
小型煙火	10	製品名〇〇〇〇

3 火薬量の総薬量（打揚用火薬・仕掛煙火等含む）

〇〇〇 k g

記載例「花火大会等連絡体制図」

花火大会等連絡体制図



※ 許可関係問合せ先  
〒 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_市\_\_\_\_町\_\_\_\_番地  
氏名又は名称 \_\_\_\_\_(担当 \_\_\_\_\_ )  
電話 \_\_\_\_\_

記載例「警備計画書」

警 備 計 画 書

1 警備日時

〇〇年 〇〇月 〇〇日 (〇) 〇〇時 〇〇分から  
〇〇年 〇〇月 〇〇日 (〇) 〇〇時 〇〇分まで

2 警備場所

別図（人員配置、立入禁止区域、保安距離）のとおり

3 警備人員

主催者 〇〇人、 消防 〇〇人、 警察 〇〇人  
その他 ( ) 人

4 警備方法

- (記載例) : 1 立入禁止区域（別図赤実線）を設定し、各道路に警備員を配置し（別図緑柵形）、関係者以外の立ち入りを禁止する。
- 2 交通規制（別図黄色道路）を実施し、立入禁止区域内への車輛等の進入を禁止する。
- 3 立入禁止区域境界は「立入検査」等の標識を付けたロープを張り、看板又は柵を設置する。

記載例「煙火消費プログラム」

## 煙火消費プログラム

No.

予定時刻	No	種別 (単発・スターメイン・仕掛)	6 cm	7.5 cm	9 cm	12 cm		小型煙火	仕掛等(ナイガラ m) (枠仕掛 m×m)	備考
19:00		開会スターメイン								
19:10	1	段打ち								
	2	スターメイン								
	3	スターメイン								
	4	スターメイン								
19:25	5	段打ち								
19:30	6	仕掛け								
	7	スターメイン								
	8	スターメイン								
19:40	9	段打ち								
19:45	10	スターメイン								
19:50	11	スターメイン								
20:00	12	段打ち								
	13	スターメイン								
	14	スターメイン								
20:10	15	段打ち								
	16	スターメイン								
20:15	17	スターメイン								
20:20	18	段打ち								
20:25	19	スターメイン								
20:30	20	ファイナルスターメイン								
合計		打揚玉の合計 (○○○個)								

記載例「現場図面」

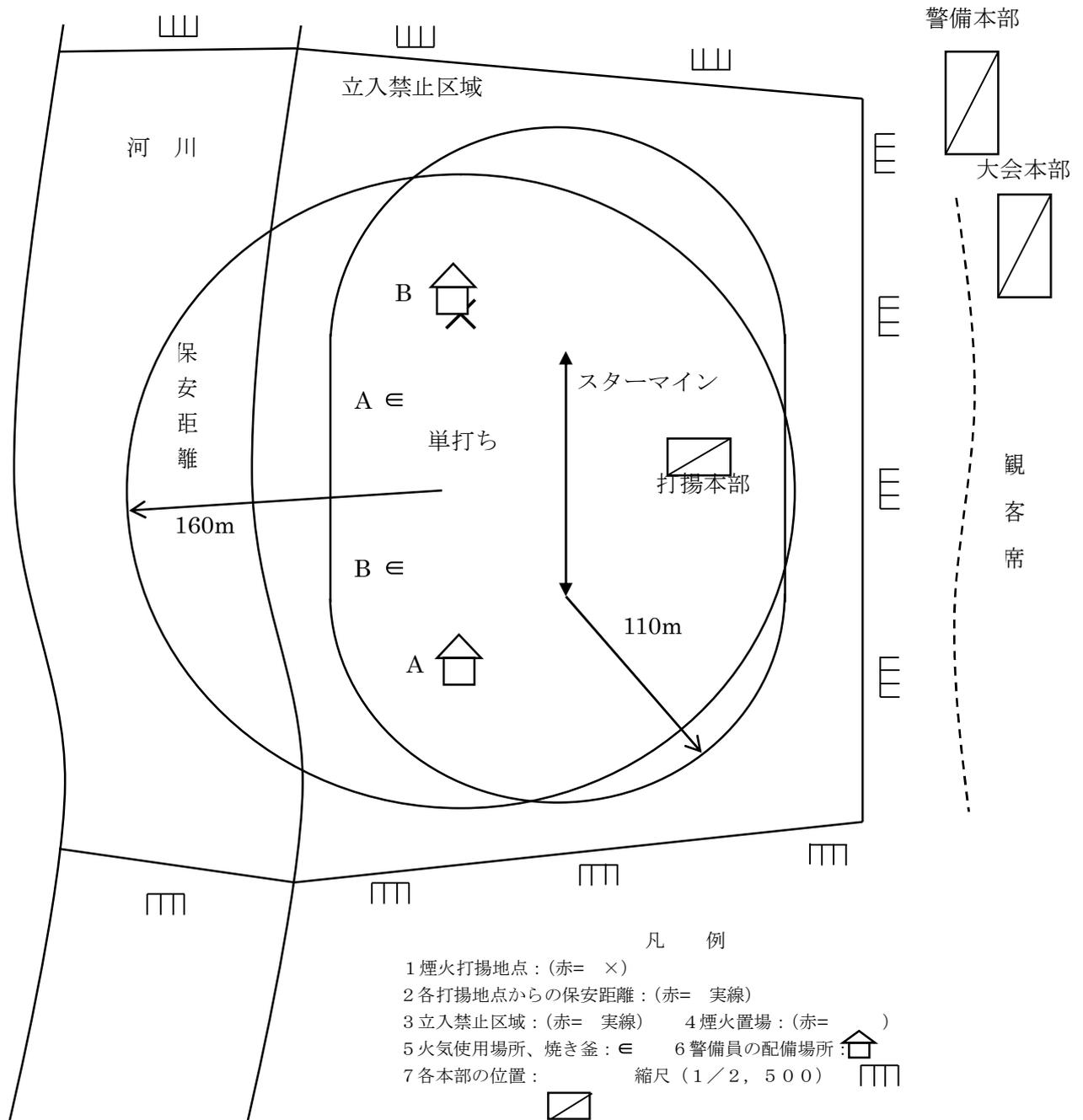
現場図面（例）

※縮尺 2,500 分の 1 程度とし、人家等の位置が確認できるものとする。

住宅地図は参考図面程度とする。

地図は常に最新のものを使い、実際の現場と食い違いがないようにする。

河川内が立入禁止区域になる場合は、船の往来についても監視する。



記載例「立ち退き承諾書」

花火大会における土地・施設利用  
及び立ち退きについての承諾書

下記の〇〇〇〇花火大会における私（当社）の所有（管理）地での煙火消費を承諾します。

なお、花火大会の危険区域（立入禁止区域）に指定された場所（土地・家屋・施設）への下記の立入はいたしません（立ち退きます）。また、この時間外であっても危険があると指示された場合は、立ち入りを控えます。

記

行事名 〇〇〇〇花火大会

承諾日時 〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分 から 〇〇時〇〇分 まで

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇花火大会実行委員会

実行委員長 〇〇 〇〇 様

承諾者住所・氏名

さいたま市〇〇区〇〇町〇〇番地

〇〇 〇〇

## 無許可消費数量（省令第49条）

火薬類の区分		消費量		
第1号 理化学上の実験の用に 供するため1回につき 消費する場合	火薬	5 kg以下		
	無添加可塑性爆薬以外の爆薬	2.5 kg		
	工業雷管、電気雷管、銃用雷管、信号雷管、実包、 空包、信管、火管若しくは導火管付き雷管	100個以下		
	導爆線若しくは導火管	200m以下		
第3号 射的練習の用に供するため、その練習者が1日つき実包又は空包を 消費する場合	400個以下			
第4号 信号又は観賞の用に供 するために同一の消費 地において1日につき 煙火を次により消費す る場合	直径10cmを超え、14cm以下の球状の打揚煙火	10個以下	25個以下	75個以下
	直径6cmを超え、10cm以下の球状の打揚煙火			
	直径6cm以下の球状の打揚煙火			
	仕掛煙火に使用する炎管の数	200個以下		
	ファイヤークラッカー等爆発音を出す筒物（スモーククラッカーを除く）であって火薬1g以下爆薬（爆発音を出すためのものに限る）0.1g以下の煙火（マッチの側薬又は頭薬との摩擦によって発火するものを除く）	300個以下		
	爆竹（点火によって爆発音を出す筒物を連結したものであってその本数が30本以下のものに限る）であってその1本が火薬1g以下爆薬（爆発音を出すためのものに限る）0.1g以下の煙火	300個以下		
競技用紙雷管	無制限			
第4号の2 映画又は演劇等の効果 の用に供するために同 一の消費地において1 日につき煙火（打揚煙火 を除く）を次により消費 する場合	その原料をなす火薬若しくは爆薬30gを超え50g以下の煙火	5個以下	35個以下	85個以下
	その原料をなす火薬若しくは爆薬15gを超え30g以下の煙火			
	その原料をなす火薬若しくは爆薬15g以下の煙火			
	発煙筒、撮影用照明筒若しくは爆薬（爆発音を出すためのものに限る）0.1g以下の煙火	無制限		
第5号 防霜、防虫、消火演習、気象観測又は気密検査の用に供するために 発煙筒を消費する場合	無制限			
第5号の2 消火又は消火演習の用に供するために消火用煙火を消費する場 合	無制限			

第6号 動物の駆逐の用に供する ために1日につき次の ように消費する場合	空包	100個以下
	原料をなす火薬又は爆薬10g以下の煙火	200個以下
第6号の2 動物に係る調査の用に供するために動物に取り付ける発信器を 動物の駆逐を目的とする調査のために消費する場合（当該発信 器の原料をなす火薬が30mg以下で、かつ、爆薬が60mg以下で ある場合に限る）		無制限
第7号 動物の捕獲の用に供するために薬液注入用薬包を消費する場合		無制限
第8号 建築若しくは建設の工 事、土木工事又は工業の 用に供するために同一 の消費地において1日 につき消費する場合	建設用びょう打ち銃用空包 （ ）内は、原料をなす火薬又は爆薬0.4g以下	200個以下 (400個以下)
	コンクリート破砕器	150個以下
	工業銃用実包	100個以下
	爆発びょう	500個以下
	爆発せん孔器	50個以下
	鉋さい破砕器	20個以下
第9号 医療の用に供するために爆薬11mg以下の対外衝撃波腎結石破砕用 圧力発生具を消費する場合		無制限
法第25条第1項ただし書き		
法令に基づきその事務又は事業のために火薬類を消費するとき。		
非常災害に際し緊急の措置をとるため必要な火薬類を消費するとき。		

## 無許可譲受数量（法第17条第1項）

第1号	製造業者が、火薬類を製造する目的で譲り受けるとき。
第2号	販売業者が、火薬類を販売する目的で譲り受けるとき。
第3号	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第九条第一項の規定による鳥獣の捕獲（殺傷を含む。以下この号において同じ。）をすることの許可を受けた者（当該許可を受けた者が同条第八項に規定する法人である場合にあつては、同項に規定する従事者証の交付を受けた者）であつて装薬銃を使用するもの又は同法第五十五条第二項に規定する狩猟者登録を受けた者が、鳥獣の捕獲をする目的で経済産業省令で定める数量以下の火薬類を譲り受けるとき。
第4号	鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）により鉱物の試掘又は採掘をする者が、鉱物を掘採する目的で経済産業省令で定める数量以下の火薬類を譲り受けるとき。
省令第37条	法第十七条第一項第四号の規定により許可なく譲り受けることができる火薬類の数量は、一月につき火薬十三キログラム以下、無添加可塑性爆薬以外の爆薬五キログラム以下、工業雷管、電気雷管若しくは導火管付き雷管二百個以下、導火線若しくは導爆線四百メートル以下又は電気導火線五百個以下とする。
第5号	輸入の許可を受けて火薬類を譲り受けるとき。
第6号	法令に基づきその事務又は事業のために火薬類を消費する者が、その目的で火薬類を譲り受けるとき。